

「地域住民からの意見聴取のために国が主催したシンポジウム等での特定の意見表明を要請した事実の有無に関する調査結果について」の概要

1. 本件調査について

「地域住民からの意見聴取のために国が主催したシンポジウム等での特定の意見表明を要請した事実の有無に関する調査について」(経済産業省 平成 23・07・14 資庁第 2 号。以下「本件調査指示」という。)に基づき、平成 20 年(2008 年)8 月 31 日、泊村で開催された国(経済産業省)主催の「プルサーマルシンポジウム」(以下「本件シンポジウム」という。)に関し、

- 1) 当社が影響力を行使しうる者(当社の社員、関連企業等)に対し、何らかの情報提供あるいは要請を行った事実があるか。また、仮にあるとすれば、その内容及び方法。
- 2) 上記 1) に該当する場合、第三者の立場を装って特定の意見を表明するよう要請した事実の有無。

について調査した。

(1) 調査対象

平成 20 年 8 月 31 日に泊村で開催された「プルサーマルシンポジウム」

本件シンポジウム概要

日 時：平成 20 年 8 月 31 日(日) 13:00 ~ 17:20

場 所：泊村公民館(北海道古宇郡泊村茅沼村 172-7)

プログラム：国及び当社からの説明

パネルディスカッション

会場参加者との質疑応答

参 加 者：325 名(会場定員 400 名)

(2) 調査体制

技術主管である原子力部門、本件シンポジウムについて経済産業省および運営事務局との連絡窓口になった電源立地部門が、コンプライアンスを担当する総務部企業行動室と連携し、調査を行った。

(3) 調査期間

平成 23 年 7 月 15 日 ~ 7 月 28 日

(4) 調査方法

業務書類の確認(8 グループ・課)

(a) 調査対象

本件シンポジウム開催当時、プルサーマル業務に関係していた部署。

(b) 調査方法・内容

上記関係部署で保管する業務書類(文書・メール等)の中に、本件調査指示事項に係る書類が存在するかについて確認した。

社員等への聞取り

(a)調査対象(65名)

本件シンポジウム開催当時、プルサーマル業務に関係していた部署に在籍していた社員および担当役員ならびに泊地域を管轄する小樽支店の支店長・企画総務グループリーダーおよび岩内営業所の所長・お客さまセンター課長。

(b)調査方法・内容

上記対象者に対して、本件調査指示事項に係る事実の有無について、面談または電話での聞取りにより確認した。

2. 調査結果

(1) 業務書類の確認

何らかの情報提供あるいは要請を行った事実の有無

業務連絡等で情報提供を行ったことを示す文書等は確認されたが、何らかの要請を行ったことを示す文書等の存在は確認されなかった。

なお、本件シンポジウムにおいては、当社からプルサーマルの実施計画を説明していることから、開催の情報提供を行うことは合理的な範囲と考えられる。

第三者の立場を装って意見を表明するよう要請した事実の有無

意見を表明するよう要請を行ったことを示す文書等の存在は確認されなかった。

(2) 社員等への聞取り

何らかの情報提供あるいは要請を行った事実の有無

業務連絡等で情報提供を行ったことがある者は確認されたが、何らかの要請を行った者は確認されなかった。

なお、本件シンポジウムにおいては、当社からプルサーマルの実施計画を説明していることから、開催の情報提供を行うことは合理的な範囲と考えられる。

第三者の立場を装って意見を表明するよう要請した事実の有無

意見を表明するよう要請を行った者は確認されなかった。

3. 参考【本件シンポジウムへの当社社員等の出席について】

本件調査指示事項の他に、参考として、聞取り対象者65名に対して本件シンポジウムへの出席の有無を確認したところ、傍聴等を目的として本件シンポジウムに出席した社員および役員は35名(説明者・説明補助者の4名を除く)であった。

また、当社の複数の出席者によれば、質問・意見を述べた出席者は10名弱であったが、その中に当社社員はいなかった。

なお、本件シンポジウムの開催案内では、応募者多数の場合は、地元4町村在住者を優先することとされていたが、当時、運営事務局との連絡窓口となっていた当社担当者は、運営事務局から応募者全員に参加証が送付されたと聞いている。また、泊村会場の定員数400名に対し当日の出席者総数は325名であり、当社社員等の出席により会場に入ることができなかった一般参加者はいない。

以上